

## 「規制改革に関する第 2 次答申～加速する規制改革～」

(平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議) (抄)

## I (略)

## II 各分野における規制改革

## 1・2 (略)

## 3 創業・IT 等分野

## (1) 規制改革の目的と検討の視点

## ①・② (略)

## ③産業の新陳代謝

(略)

## ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等

消費社会が成熟し、多様化した消費者のニーズに対応するため、メーカーと流通業者の連携を促進し、消費者理解に基づく付加価値の高い商品が提供できる競争環境の整備が求められている。

一方、現行の独占禁止法上の再販売価格維持行為および非価格制限行為（総称して「垂直的制限行為」という。）に係る規制は、①違法性の判断基準が曖昧で事業者に萎縮効果を与えていること、②違法性の判断に当たり、垂直的制限行為による競争促進効果がどのように考慮されているかが不明なこと、③違法性の判断に当たり、ブランド間競争がどのように考慮されているかが不明なこと等から、上記競争環境の整備を妨げているとの指摘がある。当該指摘は、事業者の創意を發揮させ、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の趣旨を全うするためにも重要な視点である。

したがって、垂直的制限行為の運用基準を定めている『流通・取引慣行ガイドライン』について、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準および適法な行為を明確化する。

## イ (略)

## ④～⑥ (略)

## (2) 具体的な規制改革項目

## ①・② (略)

## ③産業の新陳代謝

## ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等【垂直的制限に係る適法・

違法性判断基準の明確化は平成 26 年度措置、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」の明確化は平成 26 年度措置、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討は平成 26 年度検討開始】 ※国際先端テスト実施事項

『流通・取引慣行ガイドライン』は、現行の独占禁止法上の垂直的制限行為に関する適法・違法判断基準等を始めとする運用基準（以下「現行基準」という。）を定めたものであるが、現行基準については、次のような指摘がなされている。

- a. 現行基準の中には、その規制範囲を広く解釈され得るものがあり、事業者に対する予見可能性に乏しく、萎縮効果を生じさせていること

（具体的には、①メーカーが実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）や、②多くの非価格制限行為に係る違法性判断基準とされる「価格が維持されるおそれ」について、事業者が判断することが極めて困難との指摘がなされている。）

- b. 「垂直的制限行為は、競争制限効果を生じることとあれば競争促進効果を生じることもある」というのが経済学的にも一般的な理解であるところ、現行基準では競争促進効果について考慮されているのか否か、仮に考慮されているとすればどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

- c. 垂直的制限行為においては、ブランド内競争が制限されたとしても、ブランド間競争が促進されることにより、消費者の利益に貢献することがあるとの指摘があるところ、現行基準では、ブランド内競争とブランド間競争についてどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

※なお、垂直的制限行為のうち、例えば再販売価格拘束については、独占禁止法上、「正当な理由」がある場合には違法とはならない。

- d. セーフ・ハーバー（一定の基準や要件を満たす場合において規制の対象外と扱われる）について、適用対象となる行為が、「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」についてはセーフ・ハーバーが適用されないが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

- e. 事業者がセーフ・ハーバーを適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位 4 位以下」とされているが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡

大すべきであること

このように、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じること  
ともあれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流  
通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限  
行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるお  
それ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にする  
とともに、次の点について明確化する。

- A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じること  
ともあれば、競争促進効果を生じることもあり得ること、及び競争促進効果の考  
慮についての考え方
- B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流  
通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと
- C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間  
接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流  
通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業  
者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度  
（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断  
基準

また、上記の b. 及び c. の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規  
制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。

さらに、上記の d. 及び e. の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハ  
ーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。

イ～エ （略）

④～⑥ （略）

4・5 （略）

Ⅲ （略）